

第 1 設問 1

1 Dは、会社法（以下法令名省略）339条2項に基づき、損害賠償請求をすることが考えられる

が、これは認められるか。

2 まず、前提としてDが「解任」（同条1項）されていることが必要であるため、以下で検討する。

（1）本件ではDを取締役に選任する旨の議案が否決されているにすぎず、「解任」に当たらないか

ら本条項を直接適用することはできない。

（2）もっとも、本条項の趣旨は、何らかの形で不当に取締役等の地位を奪われた者に損害の賠償

請求を認める点にある。そうだとすれば、形式的には解任でなくとも、それが実質的に解任と

いえる場合、上記趣旨が妥当するから、本条項の類推適用を認めるべきである。

（3）本件では、取締役会は、令和2年の時点で任期が2年残っているDを、あえて改めて取締役に

選任する旨の議案を提出し、その結果Dのみが否決されている。これは、東北地方への進出に

反対していたDに対する実質的な解任といえる。

（4）したがって、本条項を類推適用すべきである。

3 次に「正当な理由」がないことが必要であるが、その意義が問題となる。

（1）この点について、正当な理由がある場合には損害賠償請求を認めないとした趣旨は、解任が

当該取締役の非行を理由とするなど、正当な理由に基づく場合にまで損害賠償請求を認めると

すると、不合理な結果を招き、会社利益に損害をもたらすこととなりかねないからである。そ

うだとすれば、「正当な理由」とは、当該取締役が非行を行うなどして会社利益に損害をもた

らし得る場合をいうものと解すべきである。

(2) 本件では、Dが東北進出に反対している理由は、丙株式会社との競争に伴う値下げによって2

年連続営業損失を計上しているからである。これは、取締役として通常の判断であり、上記非

行又はそれに類するもので、会社利益に損害をもたらし得るものとは言い難い。

(3) したがって、「正当な理由」があるとはいえない。

4 以上より、Dの339条2項に基づく損害賠償請求は認められる。

第2 設問2

1 jは、株主代表訴訟(847条)を提起して、Gに対し、423条1項に基づく損害賠償請求を

するとが考えられるが、これは認められるか。

2 (1) まず、Gは戊社の代表「取締役」であるから、「役員等」に当たる。

(2) 次に「任務を怠った」すなわち任務懈怠が認められるか。

ア 会社に損害が生じた場合、いかなる場合でも任務懈怠が認められるとした場合、取締役の

職務執行に対する萎縮的效果が生じることとなりかねない。したがって、経営判断原則が妥

当するものと解する。具体的には、当該取締役の判断に、一般的な経営者ならばしないであ

ろう著しく不合理な点がある場合に限って任務懈怠を認めるべきである。

イ 本件では、Hは、弁護士等からデュー・ディリジェンスを行った方がよい旨の回答を得た

ことから、Gに対し、その旨を指摘している。それにもかかわらず、Gは、Aから本件事業譲

渡が実現しなければ、取締役の再任はないと申し向けられたことにより、自己の保身のため

にデュー・ディリジェンスを省略して本件事業譲渡契約を締結するに至っている。一般的な経

営者であれば、専門家等の助言を受けデュー・ディリジェンスを行うものと考えられるから、

Gのデュー・ディリジェンスを省略するという判断は著しく不合理なものと言わざるを得な

い。

ウ したがって、任務懈怠が認められる。

(3) デュー・ディリジェンスを行っていれば、乙社の日用品製造販売事業の在庫の価値が落ちて

いること、その製品に知的財産権上の問題があること等の問題点を発見することができ、本件

事業譲渡契約を締結しなかったか、仮に締結していたとしても、その対価は1000万円以下

となるはずだったのだから、少なくとも3000万円の「損害」が認められる。

(4) また、デュー・ディリジェンスを実施しなかったことにより、上記損害が生じていることか

ら、任務懈怠に「よって」損害が生じたといえ、因果関係も認められる。

(5) 上記のとおり、Gは自らの保身のためにデュー・ディリジェンスを省略していることから、

帰責性も認められる。

3 以上より、jのGに対する423条1項に基づく損害賠償請求は認められる。

第3 設問3

1 丁銀行は23条1項に基づき、戊社に対して乙社の残債務の弁済を請求することが考えられる。

2 (1) まず、戊社は譲受け後も乙社としてではなく、従前どおり戊社として事業を行っていることか

ら「譲受会社が譲渡会社の商号を引き続き使用しない場合」に当たる。

(2) では、戊社が「譲渡会社の事業によって生じた債務を引き受ける旨の広告をした」といえる

か。

ア 「譲渡会社の事業によって生じた債務を引き受ける旨の広告をした」といえるか否かは、

諸般の事情を考慮し、通常一般人が、譲受会社が譲渡会社の事業によって生じた債務を引き

受ける意思を有していたと認識するか否かによって決すべきである。

イ 本件では、乙社の日用品製造販売事業の資産の簿価は4000万円であったが、戊社はそ

の半分の2000万円で譲り受けている。そして両社間において、乙社が使用してきた登録

商標Pとこれに含まれる「乙」が日用品のブランドとして確立し、消費者には登録商標Pが

乙社を示すものと受け取られており、業績が悪くなったとはいえ顧客誘引力が残っているこ

とを理由に、戊社が登録商標 P を使用することとされている。これらのことからすれば、戊

社は、簿価より安価で譲受け、更に登録商標 P を使用することにより、乙社のブランド力の

恩恵を享受することになるのであるから、乙社の事業によって生じた債務を引き受ける意思

を有していたと考えることができるようにも思える。しかし、戊社は、自社のウェブサイト

において、「P が新たに生まれ変わり、当店で扱うことになりました。」との宣伝を掲載し

ている。このように「新たに」「生まれ変わり」等の文言を用いている場合、譲渡会社の有

する債務を引き受ける意思はないのが通常であると考えられる。したがって通常一般人が、

譲受会社が譲渡会社の事業によって生じた債務を引き受ける意思を有していたと認識すること

はできない。

ウ よって、戊社が「譲渡会社の事業によって生じた債務を引き受ける旨の広告をした」とはい

えない。

3 以上より、丁銀行は 23 条 1 項に基づき、戊社に対して乙社の残債務の弁済を請求することがで

きない。

